

ブランド力強化につながる県産農林水産物品種開発のための市場調査業務 委託仕様書（案）

本業務委託仕様書は、「ブランド力強化につながる県産農林水産物品種開発のための市場調査業務」を委託するに当たり、その業務等を円滑に進めるため、必要な事項を定めるものである。

1 目的

福島県産農林水産物の「生産」「流通」「消費」の各段階における取組を強化するためには、より多様化する市場ニーズを的確に把握し、消費者等から共感を得られる「福島ならではの」の特徴を持つオリジナル品種の開発等を戦略的に進める必要がある。そこで、市場の変化を捉え、選抜や交配を強化するための知見を得ながら開発における方向性を確かめるとともに、研究機関において品種化を有望視する系統の市場優位性や課題等を明らかにすることで、生産から消費までの各段階で優位性を発揮する有望な品種が早期に育成されることを目的に、日本なし（2系統）及びりんご（2系統）の2品目について市場調査を行う。

福島県産農産物は、東日本大震災以降、価格の低迷や高齢化の進行により、栽培面積及び農家戸数が減少している品目が多い。また、日本なしは、ナシ黒星病の発生拡大や園地の老朽化による生産量の減少、りんごは、地球温暖化の影響による着色や蜜入りの不良などの課題も抱えており、市場競争力の高い品種の育成により産地強化を図る必要がある。

現在、品種化に向けて育成中の有望系統（以下、「有望種」という。）について、流通から消費までのニーズや競合産地の調査分析等により、市場における優位性や位置づけを明らかにし、品種化に向けた検討材料を収集する。

2 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

3 委託業務の内容

福島県における品種開発の状況を踏まえ、以下（1）及び（2）を効果的に実施すること。また、実施にあたっては（3）及び（4）を考慮すること。

（1）日本なしの有望種の市場調査

ア 試食評価調査

（ア） 対象

a 対象者：卸売業者及び実需者（小売、大手量販店、仲卸等のバイヤー）30サンプル以上（想定）

消費者 100サンプル以上（想定）

b 対象地域：首都圏等（想定）

（イ） 調査内容

有望種の外観（大きさ、重さ、果皮の色、形等）、食味（甘味、酸味、硬さ、香り、果汁、果肉の色等）、輸送性、日持ち性、総合評価等について、本県産の既存品種及び同時期の他産地品種等との比較調査を行い、有望種の強みや弱みを明らかにする。

イ ニーズ調査及び価格調査

有望種の需要のある地域、場所、規模等を示すとともに、同時期の他産地品種等との価格差はどれくらいかを明らかにする。

ウ 意識等調査

新品種の付加価値化を検討するため、付加価値（GAP、環境負荷低減、有機農産物、特別栽培農産物、機能性表示等）の消費者の認知度やそれらの購買における重要度、及び流通量（5年前との比較等）を調査する。

エ 展開方向性の提案

競合産地の品種開発の動向（注目品種やその特長など）を踏まえ、有望種の市場における位置づけを示すとともに、販売ターゲットや課題を明確にし、品種化した際に想定される生産から流通、販売に至るまでの展開方向を提案する。

特に、品種開発には長期間を要することを考慮し、数年先を見据えた視点に立って調査結果をまとめ、新たな需要の創出のための提案を行う。

(2) りんごの有望種の市場調査

ア 試食評価調査

(ア) 対象

- a 対象者 : 卸売業者及び実需者（小売、大手量販店、仲卸等のバイヤー）30 サンプル以上（想定）
消費者 100 サンプル以上（想定）

- b 対象地域：首都圏等（想定）

(イ) 調査内容

有望種の外観（大きさ、重さ、果皮の色、形等）、食味（甘味、酸味、硬さ、香り、果汁、果肉の色等）、輸送性、日持ち性、総合評価等について、本県産の既存品種及び同時期の他産地品種等との比較調査を行い、有望種の強みや弱みを明らかにする。

イ ニーズ調査及び価格調査

有望種の需要のある地域、場所、規模等を示すとともに、同時期の他産地品種等との価格差はどれくらいかを明らかにする。

ウ 加工原料としてのニーズ調査

有望種の加工特性を整理するとともに、本県産の既存品種及び同時期の他産地品種等との比較、加工用の需要を調査する。

なお、加工特性の整理にあたっては、県の研究結果等を参考とすること。

エ 意識等調査

新品種の付加価値化を検討するため、付加価値（GAP、環境負荷低減、有機農産物、特別栽培農産

物、機能性表示等)の消費者の認知度やそれらの購買における重要度、及び流通量(5年前との比較等)を調査する。

オ 展開方向性の提案

競合産地の品種開発の動向(注目品種やその特長など)を踏まえ、有望種の市場における位置づけを示すとともに、販売ターゲットや課題を明確にし、品種化した際に想定される生産から流通、販売に至るまでの展開方向を提案する。

特に、品種開発には長期間を要することを考慮し、数年先を見据えた視点に立って調査結果をまとめ、新たな需要の創出のための提案を行う。

(3) サンプル品に係る留意点

各有望種の調査に供するサンプル品については、福島県より入手することとし、残りが生じた場合はその全量を廃棄すること。福島県が提供可能なサンプル品数に応じて、最大限の効果が得られる調査範囲・内容等を設定すること。

その他の比較調査用の品種については、受託者が購入・準備すること。

(4) その他留意点等

- ア 調査対象地域については、本県産各品目の主要消費地域等を踏まえて、福島県に相談の上、決定すること。
- イ 報告書のとりまとめに当たっては、流通経路図(各段階の流通割合等が見えるもの)を作成するなど、全体像がイメージしやすい資料とすること。また、必要に応じて、関係団体等からの聞き取りを行うこと。
- ウ 市場における成長分野及び衰退分野や、今後拡大が見込まれるニーズに触れた考察を行うこと。
- エ 販売棚の回復やブランド力強化などのマーケティング戦略の視点を含めること。
- オ 令和6年11月末日までに、中間報告として(1)のア及びウの調査結果をとりまとめ、福島県に共有すること。

4 成果品の提出

(1) 成果品

成果品は次のとおり。

- ア 調査報告書一式(概要版を含む)
- イ その他、福島県が必要とする資料

(2) 提出期限

令和7年2月28日(金)

(3) 提出部数

紙媒体5部及び電子媒体(CD-RW等に保存したもの)1部

5 契約締結後の提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の号に掲げる書類を福島県の指定する日までに提出しなければならない。

(1) 契約締結後速やかに提出するもの

- ア 着手届 (様式第1号)
- イ 総括担当者届 (様式第2号)
- ウ 実施工程表 (任意様式)
- エ その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務終了後速やかに提出するもの

- ア 完了届 (様式第3号)
- イ 実績報告書 (様式第4号)
- ウ その他、福島県が業務の確認に必要と認める書類

6 事業実施等の打合せ

受託者は、本業務の期間において、福島県との間で随時打合せを行った上で業務を実施するものとする。

7 その他

受託者は、この仕様書に定めのない事項及び業務を遂行する上で、疑義が生じた事項については、福島県農林企画課と協議しなければならない。